

外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

上田市（以下「本市」という。）では、民間事業者へ外国語指導助手（以下「ALT」という。）派遣業務委託を発注している。

この要領は、公募型プロポーザル方式により本市が発注する「外国語指導助手派遣業務委託」（以下「本業務」という。）の受託者を選定する手続きについて必要事項を定める。

2 本業務の概要

(1) 件名 外国語指導助手派遣業務委託

(2) 内容 別紙「外国語指導助手派遣業務委託に関する仕様書」のとおり

(3) 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 場所 上田市内小中学校のうち一部
詳細は、仕様書 別紙1学校一覧、別紙2令和7年度配置校を参照

(5) 提案上限額 金 121,688,000円（消費税及び地方消費税を除く）
(内訳) 年度別委託料の上限額
令和8年度 41,552,000円（消費税及び地方消費税を除く）
令和9年度 40,068,000円（消費税及び地方消費税を除く）
令和10年度 40,068,000円（消費税及び地方消費税を除く）
ただし、上記金額は設計金額（予定価格）を示すものではない。

(6) 契約保証金 上田市財務規則（平成18年規則第45号）第124条第1項の規定により受託者は、本業務の契約締結後、直ちに契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、同条第4項に該当する場合はこの限りではない。

3 プロポーザルの実施スケジュール

内 容	期 日
実施要領に関する質問書の提出期限	令和8年1月7日（水）13時（必着）
質問書に対する回答期限	令和8年1月13日（火）
参加届提出期限	令和8年1月15日（木）13時（必着）
参加資格審査結果の通知	令和8年1月20日（火）
企画提案書及び提案見積書等提出期限	令和8年1月22日（木）13時（必着）
辞退届提出期限	令和8年1月22日（木）13時（必着）
（※応募者多数の場合は一次書類選考を行う場合がある）	
プロポーザル審査会	令和8年1月26日（月）、28日（水）又は29日（木） 日時は後日連絡
審査結果の通知発送	令和8年2月上旬
令和8年度 業務開始	令和8年4月1日（水）～

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 本プロポーザルが公開された時点において、令和7・8・9年度上田市物品入札（見積）参加資格者名簿に登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 応募する者及びその関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 参加届の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 参加届の提出時点において、本市から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 令和5年度以降、市町村と外国語指導助手派遣業務委託に関する契約を締結した実績があること。（請負も可。）
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業許可を受けている者又は業務開始までに許可を受ける者であること。

5 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 選定期間中及び契約締結までの間に「4 参加資格要件等」の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類の期限・方法・提出先が適合しない場合
- (3) 企画提案書類に虚偽表示がある場合及び仕様書の要件を満たしていない場合
- (4) プロポーザル審査会に出席しなかった場合
- (5) 提案見積金額が提案上限額を上回る場合
- (6) 審査委員が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

6 参加申込

「4 参加資格要件等」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限

令和8年1月15日（木）13時（必着）

- (2) 提出書類（各1部）

ア 参加届（様式第1号）

イ 事業者概要調書（様式第2号）

※会社概要がある場合は添付すること

ウ 業務実績調書（様式第3号）

※令和5年度以降、市町村と外国語指導助手派遣業務委託に関する契約を締結した実績を記載すること。（請負も可。）

※上記実績を証する契約書及び仕様書の写しを添付すること。

※多数ある場合は、主なもの（最大5件）を記載すること。（参加資格確認のため）

エ 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可書（写し）

※取得見込の場合は、様式第2号に取得予定年月日を記載すること。また、取得見込の者が受託者となった場合は、業務開始までに許可証（写し）を提出すること。

(3) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ電話で確認すること）

(4) 提出先

上田市教育委員会 学校教育課

(5) 審査結果

参加申込者には、令和8年1月20日（火）に参加資格審査結果の通知（参加資格を有する者には、プレゼンテーションの参加要請通知）をメール送信する。

ただし、応募者多数の場合は、一次書類選考を行う場合がある。その場合は、参加資格審査結果の通知を令和8年1月20日（火）までにメール送信する。

一次書類選考の結果は、令和8年1月23日（金）16時までにメール送信する。（通過者には、プレゼンテーションの参加要請通知も送付する。）

(6) その他

ア 参加届には必ず連絡用のメールアドレスを記載し、本市からのメールの受信に配意すること。

イ 参加届の提出をもって、本市が「4 参加資格要件等」の(3)及び(4)の調査等を行うことに、同意したものとみなす。

ウ 参加届提出後に参加を辞退する場合は、郵送、メール又は持参により、令和8年1月22日（木）13時（必着）までに辞退届（様式第4号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

7 質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式第5号）を提出すること。なお、口頭、電話による質問、質問期間外又は匿名の質問への回答は行わない。

(1) 質問期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月7日（水）13時（必着）

(2) 質問方法

学校教育課にメールで提出すること。質問後は、質問を送信したことを電話で伝えること。件名を「外国語指導助手派遣業務委託プロポーザルについての質問」とすること。

(3) 回答方法

令和8年1月13日（火）までに質問者匿名にて本市ホームページに掲載する。また、本回答をもって、仕様書への追加又は修正とみなす。

8 企画提案書及び提案見積書等の提出

参加資格審査結果の通知により参加資格を有することを確認後、次のとおり提出すること。参加申込

者が多数の場合には提出された企画提案書等の内容により一次書類選考を行う場合がある。

(1) 提出期限

令和8年1月22日（木）13時（必着）

(2) 提出書類

ア	企画提案書	正本1部、副本7部
イ	提案見積書（様式第6号）	正本1部
※年度毎の見積内訳明細書（任意様式）を別途添付すること		
ウ	プロポーザル審査会出席者報告書（様式第7号）	正本1部
※1事業者の出席者は3名以内とする。		

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ電話で確認すること）

(4) 提出先

上田市教育委員会 学校教育課

(5) 企画提案書の内容

- ア 企画提案書は、仕様書との整合を十分に図り、「審査基準表」の審査項目に沿って作成すること。
- イ プロポーザル審査会では、プレゼンテーションで審査を行うため、企画提案書は、プレゼンテーションを前提として制作すること。
- ウ 「審査基準表」7 ALTの効果的な活用や独自の提案における【当市の目標】は、小中学校間の接続、連携を重視し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、グローバル社会でも活躍できるよう豊かな人間性や国際感覚を育むとする。
- エ 記載内容については、明瞭かつ具体的なものとし専門知識を有しない者に対して配慮すること。

(6) 企画提案書の作成形態

作成にあたっては日本語を使用し、原則A4判（縦横自由）、フォントサイズは11ポイント以上、横書き、左綴じ、両面印刷可、カラー印刷可とする。

(7) 提案見積書について

提案見積書（様式第6号）及び見積内訳明細書は、厳重に封緘・封印して提出すること。

9 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は本業務の受託者選定の目的以外には使用しない。
- (4) 提出された書類は原則公開しない。ただし、上田市情報公開条例（平成18年3月6日条例第12号）に基づく情報公開請求があった場合は、当該法人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する場合がある。
- (5) 提出書類は本業務の受託者選定に必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがある。

10 プロポーザル審査会

(1) 実施日

令和8年1月26日（月）、28日（水）又は29日（木）

(2) 場所

審査会場は、メールで参加事業者に通知する。

(3) 日時

審査日時は、メールで参加事業者に通知する。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーション 20分以内

　　プレゼンテーション後の質疑応答 5分程度

イ プロジェクター又はスクリーン、電源、HDMI ケーブルは本市が用意する。パソコンは参加事業者が持参すること。

11 審査方法

(1) 審査委員会

上田市職員で構成する「外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うこととする。

(2) 審査方法

「審査基準表」に基づき、審査委員ごとに提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査する。選考の経過は非公開とする。審査委員の持ち点は1人100点とし、合計点500点満点とする。

(3) 受託候補者の選定

合計点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、参加が1事業者の場合であっても、本プロポーザルは成立することとするが、受託候補者に対する合計点が一定水準に達しない場合（合計点が350点未満）は受託候補者として選定しない。

合計点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多いものを上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

12 選定結果の通知

プロポーザル審査会参加事業者に対し、書面により通知する。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。審査結果については、ホームページで公表を行う。

13 その他

(1) 本プロポーザルは、上田市議会において上田市一般会計予算が認められることを前提として行うものであり、万一、予算成立しない、又は本プロポーザルに関する項目が認められない場合は本プロポーザルの結果は無効とし、本市はそれに伴う一切の責を負わない。また、減額修正された場合は、受託者と協議するものとする。

(2) 企画提案に関する必要経費等、プロポーザル参加に係る一切の諸費用は参加者事業者の負担と

する。

- (3) プロポーザル関係書類等の提出を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として参加事業者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (4) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (5) 提出期間は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

1.4 問い合わせ及び提出先

上田市教育委員会 学校教育課 担当者：竹原、松崎

住 所：〒386-8601 長野県上田市大手1丁目11番16号 上田市役所南庁舎2階

連絡先：TEL 0268-23-5101（直通）

メール：gakukyo@city.ueda.nagano.jp

審査基準表

審査項目	審査基準	配点（審査委員 1名あたり）
1 会社概要・理念について	基本的な考え方や具体的な取組みが、業務目的の達成に適しているか。	5
2 実績について	令和5年度以降、市町村との契約実績は十分か。	5
3 派遣元の外国語（英語）教育に対する理解度、研究体制について	学習指導要領を理解し、児童生徒への適切な指導方法や教材作成の研究をしているか。	15
4 ALTの採用について	ALTの採用方法、採用基準（指導力等の資質、日本語能力など）は適切か。 欠員が生じた場合の補充体制は適切か。同等の力量を確保できるか。 本業務における採用スケジュールは適切か。	15
5 ALTの研修について	ALTの採用から配置先で業務を行うまで、及び業務を開始してからの研修が適切に行われているか。 学習指導要領の主旨を理解できる研修を行っているか。 ALTの指導力の定期的な確認及びフォローアップ体制は整っているか。	20
6 ALTの管理について	ALTのトラブル（遅刻や欠勤、事故や災害、児童生徒との関係）等への対応方法は適切か。	15
7 ALTの効果的な活用や独自の提案	当市の目標を達成するため、ALTを効果的に活用する優れた提案があるか。	15
8 提案見積金額	提案見積金額は妥当であるか。業務の提案内容と整合性が取れているか。	10
合計		100

審査委員 1人 100点×5名=合計 500点満点

	秀	優	良	可	不可
配点5点の場合	5	4	3	2	1
配点10点の場合	10	8	6	4	2
配点15点の場合	15	12	9	6	3
配点20点の場合	20	16	12	8	4